

サブオービタル飛行に関する官民協議会の運営要領（案）

令和元年 6 月 26 日

サブオービタル飛行に関する官民協議会

サブオービタル飛行に関する官民協議会（以下「官民協議会」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、「サブオービタル飛行に関する官民協議会について」（令和元年6月26日）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1. 会議及び議事要旨の公開について

(1) 会議の公表

会議は原則として公開とする。ただし、官民協議会が非公開とすることが適当であると認める案件については、非公開とすることができる。

(2) 議事要旨

会議の終了後、会議の議事要旨を作成し、構成員に諮った上でこれを公表する。ただし、1. (1) に基づき非公開とした案件の議事要旨については、官民協議会が非公表とすることが適当であると認める場合はこれを非公表とすることができる

2. 配付資料の公表について

会議で配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。ただし、1. (1) に基づき非公開とした案件の資料については、官民協議会が非公表とすることが適当であると認める場合はこれを非公表とすることができる。